

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問5（情）第15号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書において、議員の氏名を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和5年4月7日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の開示を請求した。

- (1) 昨年度の県教委における訓告・嚴重注意等の監督上の措置（内部処分）に関する文書（以下「本件請求文書1」といい、本件請求文書1に係る請求を「本件請求1」という。）
- (2) 教育長の公用パソコン（メールサーバー）にて送受信されたメール（今年3月）（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書2に係る請求を「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を総称して「本件請求」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1に対し、行政文書開示決定及び条例第10条第2号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定を、それぞれ令和5年4月24日付けで行い、本件請求2に対しては同日付けで決定期間の延長を行い、その後、合計223件の対象文書を特定し、条例第10条第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」といい、本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書を「本件通知書」という。）を行い、令和5年6月6日付けで審査請求人に通知した。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和5年9月1日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以

下「本件審査請求」という。)を行った。

実施機関は、審査請求書の記載事項に不備があったため、同年10月5日に審査請求人に補正を命令し、同年11月2日に同人から、審査請求の趣旨は、令和5年6月6日付け広教委総第396号による行政文書部分開示決定処分のうち、文書「〇〇議員からの質問について」(以下「本件対象文書」という。)の記載の一部である「議員の氏名」の不開示決定(以下「議員の氏名に係る処分」という。)の不開示理由に不服があるため、議員の氏名に係る処分を取消し、当該不開示部分を開示することを求めることであるとした補正書を受理した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件対象文書の記載の一部である「議員の氏名」の不開示決定について、議員の氏名に係る処分を取消し、当該不開示部分を開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

実施機関より審査請求人に対して部分開示された「教育長の公用パソコン(メールサーバー)にて送受信されたメール(今年3月)」に係る本件対象文書は、議員の氏名が条例第10条第6号を理由に非開示決定された。

なお、条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に

支障が生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

本件対象文書では、県立学校で使用するメールシステムに係る議員からの照会内容が開示されていることから、照会の内容自体は条例上保護すべき情報ではないことが示されている。また、本件対象文書の「議員」とは、広島県議会議員だと思われる（なお、地方議員は特別職の地方公務員である）。

特定の議員からの一般的な照会内容に係る議員の氏名については、実施機関は条例第10条第6号のイからホのいずれかに該当すると明示した上で、仮に議員の氏名を開示する場合、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的な蓋然性があるとの合理的な非開示理由が示されない限り、実施機関は本件処分を取り消さなければならない。

したがって、審査請求人は、実施機関による条例第10条第6号の適用は安易であり、本件処分には理由がないと考える。

(2) 反論書

ア 理由の付記の不備について

実施機関から審査請求人に対し交付された本件通知書は開示しない理由として「広島県情報公開条例第10条第6号に該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」としており、適用した条項及び条文の一部を引用したのみであることが認められる。よって、条例第10条第6号を議員の氏名に適用した事実関係に即する具体的な理由が何ら示されていない。一方、審査請求人による審査請求後、実施機関より交付された弁明書にて初めて具体的かつ明確な不開示理由が提示された。以下のとおりである。

「質問を行った「議員の氏名」が開示された場合、当該議員の議員活動（質問）が直ちに公となり、その後の議員活動も推測等がされる結果、当該議員の時宜に即した議員活動が阻害されるおそれがある。また、当委員会を含めた執行機関に対する質問等を躊躇するなど、当該議員の議員活動を委縮させ、自由な意思の表示又は形成が妨げられることとなる。」

上記不開示理由は、事実上の「後出し」であり、本件通知書の記載から上記不開示理由を的確に把握することは不可能である。また、審査請求人は、他のメール文書の不開示理由は知り得ることは可能だったが、本件対象文書

のみ具体的な不開示理由の特定には至らなかった。よって、審査請求によって初めて具体的な処分理由を実施機関から提示されたのでは、それ以前の審査請求手続において十分かつ的確な不服理由を主張することができないという不利益は免れない。条例第7条第3項は、「実施機関は、前二項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と規定しているが、この理由付記の趣旨は、実施機関の合理的な判断を確保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服申立の便宜を与えることを目的としたことにあると解される。したがって、理由付記の趣旨に鑑みれば、本件通知書に根拠条項及び条文の一部のみを引用して記載しただけでは、理由の付記について十分とは認められない。よって、本件処分は瑕疵ある処分として取消対象である。なお、理由付記の不備（瑕疵）は、後日これに対する審査請求手続において処分の具体的な根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではないと解すべきである。

イ 条例第10条第6号の該当性について

地方議会議員は地方公務員法に規定する特別職の公務員であり、本件審査請求に係る一般的な内容の質問自体は「公務」に該当する。また、質問の内容自体も、開示されていることから不開示に該当する情報ではないことは明らかである。よって、当該議員の個別の質問の内容が公務に該当する内容かつ条例上秘匿しなければならない部分がない限り、議員の氏名は原則開示すべきである。

一般的な内容の質問を行った議員の氏名を開示した場合、「議員活動が阻害」、「執行機関への質問等を躊躇する」等が生じるとする実施機関の主張は、誇大的である。一方、有権者の立場に配慮すると、質問の内容及び議員の氏名を開示した場合、個々の議員の活動がより分かりやすくなる利点がある。また、一般的に地方議会議員は議会の活動だけではなく、行政機関との個別の質問、提案等を情報公開の一環として、議員自身の広報紙、ブログ等で公開している事例は非常に多い。なお、実施機関の主張は、当該議員及び他の議員の意見に基づいておらず一面的であり、条例を過大に解釈している。

以前に審査請求人が地元自治体へ同様の案件を開示請求した際、議員の氏名及び質問内容が全面開示された開示文書（資料）を反論書に添付して提出する。

ウ 弁明書の誤りの部分について

弁明書には、実施機関の誤りと考えられる記述があるので、以下のとおり指摘する。弁明書P 4（イ）は「この点、審査請求人は、「特定の議員からの一般的な照会内容に係る議員の氏名については、実施機関は条例第10条第6号のイからホのいずれかに該当すると明示した上で、仮に議員の氏名を開示する場合（「開示する場合」は、「不開示とする場合」の誤りだと思われる。）、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的な蓋然性があるとの合理的な非開示理由が示されない限り、実施機関は本件処分を取り消さなければならない。」と主張する。」とある。

審査請求人は、仮定を述べる部分の初めに使う語である「仮に」と記載してから、「開示する場合」と仮定の状態を記載している。しかし、実施機関が述べたとおり、「不開示とする場合」とした場合、冒頭の「仮に」の意味を打ち消すことになる。よって、「仮に」としている以上、本件処分と逆である「開示」に至る場合、合理的な不開示理由を実施機関が十分に示せない場合は、本件処分は取消対象となり得るという趣旨である。よって、審査請求人が記した二重線の部分は、実施機関の担当者の誤った解釈である。

エ 補正について

弁明書P 4のウ「なお、アの「職員の個人メールアドレスの@より前の部分」に係る不開示の判断については、令和5年10月31日付け補正書により、本件審査請求の対象ではないことを確認した。」とある。しかしながら、審査請求書のとおり、審査請求人は本件対象文書を特定した上、審査を求める不開示決定の部分は「議員の氏名」に限定して理由を記載しており、審査請求書の審査請求の「趣旨」及び「理由」並びに「添付資料」を正しく理解していれば、そもそも補正の手続は必要なかったと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求について

審査請求人は、当委員会に対し、令和5年4月7日付けで、本件請求を行った。当委員会は、本件請求のうち、本件請求2について、本件対象文書を含む計223件の対象文書を特定し、部分開示する旨を審査請求人に通知した。

2 本件開示請求について本件処分をした具体的な理由

(1) 条例及び広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）

ア 条例第10条第6号

条例第10条第6号は、不開示とする情報として、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を掲げ、同号イないしホに、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙している。

イ 解釈運用基準

(ア) 解釈運用基準では、「県の機関」について、「県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びこれらの補助機関（職員）のほか、県の附属機関も含むものである。」としている。

(イ) また、条例第10条第6号の対象となるものについて、「公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして本号イからホまでに掲げているものは、支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙したものである。したがって、その他の事務又は事業に関する情報についても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、本号の対象となるものである。」としている。

(ウ) さらに、条例第10条第6号にいう「支障」の程度について、「単に名目

的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。」とし、また、「おそれ」の程度についても、「抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。」としている。

(2) 本件対象文書

ア 本件対象文書は、令和5年3月2日付けで教育長が当委員会事務局の職員から報告のために受信した組織管理メールであり、その内容として議員からの質問及び議員に対する回答が記載されている。

当委員会は、本件対象文書のうち、「職員の個人メールアドレスの@より前の部分」及び「議員の氏名」を条例第10条第6号に該当するものとして不開示と判断した。

イ アの「議員の氏名」について、当委員会は、次のとおり判断した。

(ア) 議員が公開された本会議及び委員会以外の場において行政機関に対して個別に行う質問は、必ずしも一般に公開されることを前提として行われるとは限られず、通常、議員の様々な動機及び目的に基づき行われる議員活動に係る情報収集の一環であると考えられ、その後の新たな議員活動が行われる契機となるものである。このため、開示可否の決定に当たっては、情報公開制度の趣旨を十分に踏まえつつ、こうした議員活動の適正な遂行への支障の有無を十分に考慮すべきものである。

本件対象文書について、質問を行った「議員の氏名」が開示された場合、当該議員の議員活動（質問）が直ちに公となり、その後の議員活動も推測等がされる結果、当該議員の時宜に即した議員活動が阻害されるおそれがある。また、当委員会を含めた執行機関に対する質問等を躊躇するなど、当該議員の議員活動を萎縮させ、自由な意思の表示又は形成が妨げられることとなる。このため、「議員の氏名」の開示は、当該議員の適正な議員活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方で、質問内容は、県立学校で使用しているメールシステム更新についての事実確認であり、当該議員の匿名性が確保されるのであれば、開示を行っても上述のような議員活動の遂行への支障までは生じないものと考え、開示請求者の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重し、不開示

部分を最小限にするため、当委員会は、「議員の氏名」のみを不開示としたものである。

したがって、「議員の氏名」を開示することによる議員の議会活動に及ぼす「支障」の程度は、実質的なものであるといえ、支障を及ぼす「おそれ」の程度についても、法的保護に値する蓋然性があるといえるため、条例第10条第6号に該当する。

(イ) この点、審査請求人は、「特定の議員からの一般的な照会内容に係る議員の氏名については、実施機関は条例第10条第6号のイからホのいずれかに該当すると明示した上で、仮に議員の氏名を開示する場合（「開示する場合」は、「不開示とする場合」の誤りだと思われる。）、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的な蓋然性があるとの合理的な非開示理由が示されない限り、実施機関は本件処分を取り消さなければならない。」と主張する。

しかしながら、解釈運用基準では、条例第10条第6号の対象となるものについて、(1)のイの（イ）のとおり、必ずしも本号イからホのいずれかに該当する必要はなく、また、「支障」の程度について、(1)のイの（ウ）のとおり、実質的なものであることは必要であるが、「著しい支障」であることは要件とされていない。

ウ なお、アの「職員の個人メールアドレスの@より前の部分」に係る不開示の判断については、令和5年10月31日付け補正書により、本件審査請求の対象ではないことを確認した。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

(1) 本件請求2について

本件請求2は、教育長の公用パソコン（メールサーバー）にて送受信されたメール（今年3月）の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求2に対して、対象文書223件を特定し、本件処分を行った。

(2) 本件対象文書について

審査請求人は、令和5年11月2日に受理された補正書において、審査請求の趣旨は、令和5年6月6日付け広教委総第396号による行政文書部分開示決定処分のうち、本件対象文書の記載の一部である「議員の氏名」の不開示決定の不開示理由に不服があるため、議員の氏名に係る処分を取り消し、当該不開示部分を開示することを求めるものであるとしていることから、以下、本件対象文書について検討する。

2 理由付記について

(1) 審査請求人及び実施機関の主張について

審査請求人は、反論書において、本件処分における本件対象文書に係る不開示理由は条例第10条第6号を抜粋したものにすぎず、単に非開示の根拠規定を示したのと実質的には変わらないことから、理由付記の不備は明らかであり、決定は取り消されるべきであるとする旨の主張をしている。

審査会において実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

本件通知書において、本件対象文書のうち、「議員の氏名」について条例第10条第6号を根拠に、「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」と開示しない理由を付記している。

本件対象文書は、令和5年3月2日付けで教育長が当委員会事務局の職員から報告のために受信した組織管理メールであり、その内容として議員からの質問及び議員に対する回答が記載されているものである。本件対象文書は、「職員の個人メールアドレスの@より前の部分」及び「議員の氏名」を除き、議員からの質問及び議員に対する回答を含む全ての内容を開示している状況であるため、「議員の氏名」を開示しない理由が記載されていることは明らかである。そのため、必ずしも一般に公開されることを前提として行われるとは限らない議員の行政機関に対する

個別の質問状況に関して、当該議員の氏名を明らかにすることで、当該議員の適正な議員活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあるという理由は明確である。本件通知書において、付記した開示しない理由は、審査請求人が主張するように適用した条項及び条文の一部を引用したのみであるが、上記のとおり当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者が不開示理由を当然知り得るような場合に該当し、開示しない理由の付記として十分である。

(2) 理由付記について

条例第7条第3項では、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と示されており、「書面によりその理由を示さなければならない」とは、通知書に、行政文書を開示しない理由（該当条項の明示も含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けるものである。

(3) 最高裁判決について

最高裁判所平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第1小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）では、理由付記について、次のように示されている。

本条例七条四項は、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を付記しなければならない旨を規定している。一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和三六年（オ）第八四号同三八年五月三十一日第二小法廷判決・民集一七卷四号六一七頁参照）。本条例が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、同条例に基づく公文書の開示請求制度が、都民と都政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示

理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。

(4) 審査会の判断

本件開示請求の内容は「教育長の公用パソコン（メールサーバー）にて送受信されたメール（今年3月）」であり、実施機関は、本件対象文書を特定して、本件処分を行った。

本件通知書において、開示しない部分及びその理由欄には別紙のとおりと記載されており、別紙における本件対象文書の項番は14番であって、本件対象文書の件名として「〇〇議員からの質問について」と記載され、本件対象文書の条例第10条第6号に該当する不開示部分として「議員の氏名」及び「職員の個人メールアドレスの@より前の部分」と記載され、開示しない理由として「広島県情報公開条例第10条第6号に該当」と記載されている。また、別紙の項番1番の文書について、開示しない理由として「広島県情報公開条例第10条第6号に該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（以下、6号該当事案についても同様）。」と記載されている。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、広島県教育委員会事務局（以下、単に「教育委員会事務局」という。）の職員が、教育長及び教育委員会事務局の幹部職員に対して送信したメールであって、特定の県議会議員からあった質問の内容及びそれに対する回答の内容等に係る報告

が記載されていた。

最高裁判決は東京都条例に係るものであるが、最高裁判決で示されている同条例の目的等は、本県条例と同様であって、最高裁判決では、開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではないといわなければならないとしている。

本件処分について見ると、本件請求2は教育長の公用パソコンにおいて送受信されたメールの開示を求めるものであって、開示された文書は合計223件の教育長の公用パソコンから送受信されたメールであり、本件対象文書は、そのうち、教育委員会事務局の職員が教育長及び教育委員会事務局の幹部職員に対して特定の県議会議員からあった質問の内容及びそれに対する回答の内容など、県議会議員の活動について報告するメールである。また、本件対象文書の不開示部分は、県議会議員の氏名及び職員の個人メールアドレスの@より前の部分であるが、メールの題名及び本文について見ると、「〇〇議員」と記載された県議会議員の氏名の部分のみが不開示となっており、県議会議員からの質問の内容及びそれに対する教育委員会事務局職員の回答の内容並びにこの質問に関連して他所属に照会したこと及びその回答の内容については、すべて開示されており、これらのことからすると、本件処分は、対象文書の種類、性質から見て、不開示理由を開示請求者において了知し得るものと考えられ、理由付記の不備により取り消すべきものとまでは言えない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分の妥当性の判断について

審査請求人は、本件対象文書の記載の一部である「議員の氏名」の不開示決定の不開示理由に不服があるため、議員の氏名に係る処分を取消し、当該不開示部分を開示することを求めていることから、以下、本件不開示部分について検討する。

(2) 条例第10条第6号該当性

ア 条例第10条第6号について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

なお、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同号がイからホまでに掲げているものは、支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙したものであり、その他の事務又は事業に関する情報についても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、同号の対象となる。

イ 条例第10条第6号該当性について

審査請求人は、本件不開示部分は条例第10条第6号の不開示理由に該当せず、開示を求めるとして、前述の第3の2のとおり主張する。

実施機関は、本件不開示部分について、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして、前述の第4の2のとおり説明する。

審査会において本件対象文書を見分したところ、前記2(4)のとおりであって、本件対象文書のうち、件名及び本文については、県議会議員の氏名のみが不開示となっており、当該県議会議員からの質問の内容及びそれに対する教育委員会事務局職員の回答の内容等については、すべて開示されている。

このことについて、実施機関は、弁明書において、「質問内容は、県立学校で使用しているメールシステム更新についての事実確認であり、当該議員の匿名性が確保されるのであれば、開示を行っても上述のような議員活動

の遂行への支障までは生じないものと考え、開示請求者の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重し、不開示部分を最小限にするため、当委員会は、「議員の氏名」のみを不開示としたものである」と説明している。

県議会議員は、地域住民や事業者からの多様な要望や陳情に対応し、優先順位や時勢を考慮しながら活動しており、その活動内容や対応の公開可否、報告方法などは議員自身の判断に委ねられている。こうした中で、議員が行政機関に対して行う事実確認や非公開の場での活動内容をすべて公開すると、議員の活動の自由が制限されたり、住民から不満や疑念が生じたりする可能性があり、また、こうした懸念から議員が必要な事実確認を躊躇し、活動が萎縮するおそれもある。

本件対象文書に係る県議会議員（以下「本件県議会議員」という。）からの質問の経緯等について実施機関に確認したところ、県立学校で使用しているメールシステムの更新に関する質問が、本件県議会議員以外の者からの情報に基づきなされていることは、文面上うかがい知ることができるが、その他の当該質問に至る詳細な経緯、本件質問内容に係る関係者等については、実施機関として把握しているものではないとのことであった。

こうした状況で、本件県議会議員からの質問の内容及びそれに対する教育委員会事務局職員の回答の内容等に加えて、本件県議会議員の氏名の開示を行った場合、上記のような時宜に即した議員活動に支障が生じる具体的蓋然性を否定できないと考えられ、本件不開示部分を公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められるため、本件不開示部分は条例第10条第6号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年3月29日	・ 諮問を受けた。
令和7年7月25日 (令和7年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年8月29日 (令和7年度第5回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士